

日 薬 発 第 35 号
令和 3 年 4 月 30 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

公益社団法人 日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制への協力について (お知らせ)

平素より、本会会務につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、本年 1 月 25 日付け日薬業発第 451 号ほかにて、各市町村の接種体制構築への積極的な協力につきお願い申し上げ、現在、各薬剤師会では予防接種体制の構築に向けた取組が進められていることと存じますが、当該予防接種体制への協力における薬剤師業務の日本薬剤師会薬剤師賠償責任保険の適用についてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、市町村が実施主体となり行うものであり、ワクチン接種業務に係る健康被害については、実施主体である市町村が救済措置を行うこと、また、必要がある場合は損害賠償を行うこととなります。そのため、市町村から委託もしくは要請を受けて行うワクチン接種に係る業務について、被接種者との間に損害賠償責任は発生することはないと思われれます。

しかし万が一、被接種者等から薬剤師に対して損害賠償を請求された場合には、薬剤師賠償責任保険の個人契約である薬剤師契約で対応することになります。接種会場等で個人として業務にあたる場合は、薬局契約では対応ができませんのでご注意ください。但し、薬局契約の加入者には薬剤師契約が付帯されておりますので別途薬剤師契約に加入する必要はございません。

貴会におかれましては、円滑な薬剤師業務が行える体制の構築にご協力いただけますよう、よろしく願いいたします。